

# 平成 29 年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務 提案説明書

## 1 業務の名称

平成 29 年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務

## 2 趣旨

本説明書は、「平成 29 年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

札幌駅交流拠点は、平成 28 年 5 月に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」において、骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また道内最大の交通結節点であることから、札幌・北海道の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点としてのまちづくりを進めることが強く求められている。

また、平成 29 年 2 月に策定した「札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想」においては、国内外との連携・交流を促進する利便性の高い基盤整備の推進を目標としており、北海道新幹線札幌延伸に伴う乗継利便性の強化や滞留空間の創出、周辺街区と連続した歩行者ネットワークの形成、オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れたバリアフリー等の対応など誰もが利用しやすい環境づくりが求められていることから、本業務は、札幌駅交流拠点における望ましい基盤整備の在り方について検討するものである。

## 4 業務の内容

### (1) 前提条件の整理

札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想における基盤整備に掲げる取組の目標及び方針を実現するため、基盤整備に求められる機能や効果を整理する。また、(2)以降の検討のため、過年度検討業務等を基に別添資料に示す対象区域における歩行者、バス、地下鉄、JR、タクシー、自動車、荷さばき車両等の交通実態を把握し、これらの課題を整理すること。

### (2) 将来歩行者交通量の推計

既存の歩行者交通量やパーソントリップ調査等の将来推計資料等を踏まえ、対象区域における重層的な将来歩行者交通量を整理する。なお、整理にあたっては、終日とピーク時間帯の 2 パターンで整理すること。

### (3) 通路整備案の検討

対象区域における現況の道路、JR・地下鉄コンコース、地下街、ビル内通路等の構造・幅員・高さ等を整理し、現況の歩行者動線、乗継動線を踏まえ、現状の施設機能や整備水準を整理・評価し、これらに係る課題整理を行う。

上述の検討及び(2)での検討を踏まえ、現状の歩行環境を解決するため、札幌駅交流拠点再整備にあわせた通路整備案を複数案検討・提案する。

なお、検討にあたっては、関係法令等及び他都市での整備状況等を参考にし整理したうえで、とりまとめること。(4)及び(5)の検討においても同様とする。

### (4) バスターミナル施設整備案の検討

対象区域におけるバスターミナル及びバス停留所等でのバスの発着・待機状況や利用者の利

用実態等を踏まえ、現状の施設機能や整備水準を整理・評価し、これらに係る課題整理を行う。

上述の検討を踏まえ、現状のバスターミナル等施設の課題を解決するため、札幌駅交流拠点再整備にあわせた施設整備案を複数案検討・提案する。

#### (5) タクシー乗降機能整備案の検討

対象区域におけるタクシー乗降場等でのタクシーの乗降・待機状況や利用者の利用実態等を踏まえ、現状の施設機能や整備水準を整理・評価し、これらに係る課題整理を行う。

上述の検討、(3)及び(4)での検討を踏まえ、札幌駅交流拠点再整備にあわせたタクシー乗降機能等の整備案を複数案検討・提案する。

#### (6) 基盤整備検討部会の企画・運営

札幌駅交流拠点まちづくり計画における基盤整備に係る計画案をとりまとめるため、(1)～(5)までの検討等を基に、札幌市が設置する基盤整備検討部会の企画・運営・資料作成等を行う。(回数は計4回程度を想定)

なお、各基盤整備検討部会における意見等を踏まえ、各整備案の再検討や妥当性の検証等を行うこと。

#### (7) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

#### (8) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

### 5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から平成30年3月23日までとする。

### 6 業務提案の上限額

金8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

### 7 企画提案を求める事項

項目	説明
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等
(2) 将来歩行者交通量の推計	将来歩行者交通量推計の手法、考慮すべきポイント
(3) 通路整備案の検討	札幌駅交流拠点に求められる基盤整備のあり方のほか、整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント
(4) バスターミナル施設整備案の検討	札幌駅交流拠点に求められる基盤整備のあり方のほか、整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント
(5) タクシー乗降機能整備案の検討	札幌駅交流拠点に求められる基盤整備のあり方のほか、整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント

(6) 基盤整備検討部会の企画・運営	業務着手から履行期間までの検討内容を踏まえ、基盤整備検討部会（計４回）における各回の企画概要や運営スケジュール
(7) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加
(8) 業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴
(9) 業務工程表	履行期間中における業務別のスケジュール
(10) 参考見積	業務全体について、上記６に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳

※各項目ごとに A4 版 1 枚までとする。ただし、(2)～(6)については、A4 版 2 枚（又は A3 版 1 枚）までとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

## 8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 29・30 年度札幌市競争参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

## 9 提案方法等

### (1) 提出書類

【正本】 1 部

#### ① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

##### ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8-(7)に係る業務の実績を記載

##### イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

##### ウ 競争参加資格認定通知書の写し

#### ② 企画提案書（様式自由、片面使用）

A4 版又は A3 版とし、A3 版については A4 版へのファイル折りを行うこと。提案

書の枚数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであること。

**【副本】9部**

上記②の企画提案書の写し

**(2) 提出方法及び提出先**

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側  
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

**(3) 提出期限**

平成29年5月31日(水)15時必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

**(4) 著作権等に関する事項**

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

**(5) その他**

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

**10 質疑**

**(1) 質問の受付期限**

平成29年5月24日(水)17時00分必着

**(2) 提出方法**

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記

14 の連絡先まで F A X により提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「札幌市総合交通計画検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件程度とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 企画提案書の内容についてパワーポイントを使用して説明することも可能とする。ただし、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 平成 29 年 6 月 6 日(火)

二次審査 平成 29 年 6 月 9 日(金)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 5 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

[一次審査（書類審査）]

審査項目	審査基準	配点
業務の理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか	15
提案の具体性	提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	15
提案の的確性	提案内容は業務目的に合致したものであるか	15

業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	5
合 計		50

【二次審査（プレゼンテーション）】

審査項目	審査基準	配点
業務の理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか	15
提案の具体性	提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	15
提案の的確性	提案内容は業務目的に合致したものであるか	15
業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	5
専門技術力	説明や質問を通じた対象分野への専門性	20
取組体制	業務への取組意欲	15
コミュニケーション力	質問に対する的確性及び迅速性	15
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

札幌市公式ホームページ「札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html>

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課  
 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側)  
 電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

別図（対象範囲位置図）



平成29年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務企画競争  
参加意向申出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
債権者コード  
(連絡先) 氏 名  
電 話  
E-mail

平成29年5月2日付け告示の平成29年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務企画競争に参加したいので、参加資格について確認されたく、下記の資料を添えて申出します。

なお、下記1の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

## 1 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成29・30年度札幌市競争参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

## 2 企画競争参加資格確認資料

- 同種業務等実績書  
     契約書・請書の写し または  「テクリス」の登録内容確認書の写し  
     設計書・仕様書  
     その他資料 ( )  
 競争参加資格認定通知書の写し

注1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

注2 その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。



## 同種業務等実績書

会社名 \_\_\_\_\_

①	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年	月	～ 年 月
	業務概要			
②	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年	月	～ 年 月
	業務概要			
③	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年	月	～ 年 月
	業務概要			
④	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年	月	～ 年 月
	業務概要			

注1 直近の業務を4件まで記載すること。

2 「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。

3 契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。

4 業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること

5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 提案説明書に対する質問票

平成 年 月 日

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 あて

会 社 名

電話番号

F A X 番号

担当者(所属(職)

氏 名

)

提案説明書の記載内容について、次のとおり質問いたします。

件 名	平成 29 年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務
質 問 内 容	

注1 質問票のあて先は、都市交通課あてとする。

注2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。

注3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

## 回 答

回 答 内 容	